

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史		
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 人事院勧告及び令和7年東京都人事委員会勧告に準拠した東京都の給与制度等を踏まえ、必要な改正を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 ①通勤手当について、駐車場等の規定を追加する。 ②地域手当を16%とする。 ③住居手当について、家賃3万円以上の場合の年度末年齢27歳までにある職員の支給額を3万円とする。 ④生理休暇の名称を健康管理休暇とするため文言整理する。 ⑤行政職給料表(1)4級(課長職)の号給を改める。</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和8年2月5日東大和市職員組合から同意書を受理 総務課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					